

らっきょう生産振興大会助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、らっきょう生産振興大会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、らっきょう生産振興大会（以下「大会」という。）の開催経費を支援することにより、らっきょう生産に一層の意欲向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市長は、前条の目的の達成に資するため大会開催に要する経費の一部を助成する。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取いなば農業協同組合とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、大会の運営に必要な経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、次に掲げるものに2分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 旅費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 報償費

(雑 則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。